会議の開催結果について

- 1 会議名 上尾市地域包括支援センター運営等協議会
- 2 会議日時 令和6年8月26日(月) 午後1時15分から午後2時00分まで
- 3 開催場所 401会議室
- 4 会議の議題
 - (1) 地域包括支援センター運営等協議会について
 - (2) 令和5年度の実績等報告
 - (3) 令和6年度の事業計画等
 - (4) その他の地域包括ケアに関すること
 - (5) 介護保険法施行規則の一部改正について
- 5 公開・非公開 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍 聴 者 数 0人
- 8 問い合わせ先 高齢介護課 地域支援担当 (担当課) 電話 048-775-4190

会 議 録

		A #30 23.		
会 請	議の名称	令和6年度第1回上尾市地域包括支援センター運営等協議会		
開	催日時	令和6年8月26日(月) 午後1時15分から午後2時00分		
開	催場所	場 所 401会議室		
議長(委員長・会長)氏名		今村 惠一郎		
出席	者(委員)氏名	沼尻克美、武田美佳、吉田優、高田野紀江子、石川孝之、髙橋雪子	博信、荒井忠男、永井久枝、糸	
欠席	者(委員)氏名	なし		
事務	局(庶務担当)	長島健康福祉部長、川村健康福祉部 主査、齋藤主事	次長、佐藤高齢介護課長、橋本	
	1 議 題		2 会議結果	
会議事項	(1)地域包括支援センター運営等協議会について (2)令和5年度の実績等報告 (3)令和6年度の事業計画等 (4)その他の地域包括ケアに関すること (5)介護保険法施行規則の一部改正について		議題1について了承する 議題2について了承する 議題3について了承する 議題4について了承する 議題5について了承する	
議	事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 0名	
会	議資料	資料(1)-1 地域包括支援センター運営等協議会の役割について 資料(1)-2 上尾市の高齢者人口(圏域別)について 資料(2)-1 令和5年度の地域包括支援センター相談等実績 資料(2)-2 令和5年度の地域包括支援センター事業評価の結果 資料(2)-3 令和5年度の収支予算 資料(2)-4 令和5年度における介護サービス事業所等紹介状況 資料(3)-1 令和6年度の業務委託内容 資料(3)-2 令和6年度事業計画 資料(3)-3 令和6年度収支予算 資料(4)-1 地域密着型サービス事業所の指定状況について 資料(4)-2 指定介護予防支援事業所の指定状況(居宅)について 資料(4)-3 介護予防支援の委託状況について 資料(5) 地域包括支援センターの人員配置の緩和等		

令和 0年8月30日

議長(委員長・会長)の署名

議長に代わる者の署名 (議長が欠けたときのみ)

議事の経過

成ずックル土ル西			
発言者	議題・発言内容・決定事項		
今村委員長	議事の「(1) 地域包括支援センター運営等協議会について」について、事務局から説明をお願いします。		
橋本主査	資料(1)-1につきましては、昨年度末の協議会同様ではございますが、この協議会について整理した資料になりますのでご参考にしていただければ幸いです。 1枚目はこの協議会の法的根拠、2枚目は所掌事務の一覧となっております。定例会では、地域包括支援センターの運営に関することについて、予算・決算や事業報告などの報告を聞いていただき、ご意見をいた		
	だいております。 また今後、地域包括支援センターの設置等に関する事案があれば都度 ご意見をいただくところでございます。 続いて資料(1)-2 ですが、これは上尾市の高齢者人口を地域包括支援セ		
	ンターの圏域別に集計した資料です。 令和6年4月1日時点の数値となります。資料の左上のタイトルの下 に、合計値を記載しています。全人口230,045人に対して高齢者人口は 63,511人となっており、高齢化率は27.6%でございます。その 右側には参考値としてR5.10.1時点、R5.4.1時点の数値を記載していま す。全人口及び高齢者人口のいずれも(僅かではありますが)減少の傾		
	向にあります。今後もしばらくはこの傾向が続くとみられております。 ただし、全人口の減少は続きますが、高齢者人口については、現在の52 歳前後、いわゆる団塊ジュニア世代の方が65歳を迎える年より大幅に増加する見込みであり、2040年には高齢化率が30%代を超えるとされております。		
	続いて、地域包括支援センターの圏域別人口をみていきたいと思います。細かな内訳は資料のとおりでございますが、まとめたものが資料の右端にございます。 ②高齢者人口が多い順にした表と③高齢化率が高い順にした表を記載しています。高齢者人口の多い順について、圏域内の高齢者人口が6000人以上の場合、地域包括支援センターの人員を増やすための委託料		
	加算を行うことから、表中において色分けしました。市内の半数の包括がこれに該当しています。高齢者人口が8,000人を超えている圏域も2か所ございますが、人口の多さが影響しております。また、高齢化率でみると、「高齢者数は少ないが高齢化率は高い」ところがございます。高齢化率が市平均値より高い要因としては、団地や集合住宅地における高齢化率の増加が挙げられます。		
	ただ、全体としましては昨年度とほぼ同水準となっております。全人口の微減に伴い高齢者数も微減しており、高齢化率は横ばいとなっています。 説明は以上でございます。		
今村委員長	ただいまの説明内容について質問はございませんか。		

- なし -

それでは、議事の「(2) 令和5年度の実績等報告」について、事務局から説明をお願いします。

橋本主査

令和5年度の実績等報告について、4種類の資料から説明いたします。(2)-1相談等実績、(2)-2事業評価の結果、(2)-3収支決算、(2)-4介護サービス事業所等紹介状況の順に説明いたします。

先ずは相談実績でございます。令和 5 年度相談件数の統計資料になります。

最上段の「相談数」という欄が相談総数になります。全体総数は6 2,438件でした。包括的支援事業の上段にある「介護予防」の件数 が、介護予防ケアマネジメントや介護予防支援に関する相談であり、お よそ4万件となっていることから、相談総数の6割以上がケアプランに 関連することでした。次いで、総合相談がおよそ1万8千件であり、全 体の約3割でした。つまり、相談の約9割がケアプランに関すること、 総合相談に関することという結果でした。

このことについて、全国的にみましても令和4年度社会保障審議会資料で、地域包括支援センターが業務で最も重要と感じ且つ負担を感じるものとして挙げているものが総合相談(32.4%)、次いで介護予防支援という結果であり、上尾市における相談実績の状況は、全国的にも同様であることが伺えます。

なお、国はこういった背景を踏まえて、本日の議題5でも触れますが、地域包括支援センターの機能強化を目的に、介護予防支援について居宅介護支援事業所が指定を受けられるようになったこと、総合相談の一部を居宅介護支援事業所に委託できるようにしたことなど、厚労省令(介護保険法施行規則)の改正がなされております。

続いて、資料(2)-2をご覧ください。

地域包括支援センターの事業評価について説明します。

はじめに、事業評価とは何かを簡単に説明します。資料にありますとおり、地域包括支援センターの事業評価は平成30年度から義務化され、全国統一の評価指標を使用して自己点検するものとなっております。資料下段の「4.評価指標の活用方法例」で触れておりますが、用途としては、業務チェックリストとしての活用、チャート化による取組みの見える化、連携項目を活用した業務分析が挙げられます。

これらを踏まえて、次のページから各地域包括支援センターのチャートを掲載しています。チャートは自己点検したグラフに全国平均を重ねたものとなっており、比較用に前年度結果も併せて掲載しております。

あくまで自己点検の評価になりますので、優劣を決める性質のものではございませんが、いずれの地域包括支援センターも全国平均値より大きな円を描く結果となっております。

なお、この事業評価について来年度からは評価指標の見直しがあると 国から情報提供がありました。現在の事業評価はストラクチャ指標・プロセス指標と呼ばれる、実施体制や手順のみが評価対象とされていましたが、次回からアウトプット(事業実施量)やアウトカム(結果)の指標も含まれるという内容になっております。

続いて、資料(2)-3をご覧ください。 地域包括支援センターの収支決算について説明します。 まず、地域包括支援センターは、地域包括支援センターとしての委託 料の収支と介護予防支援事業所としての収支があり、表中ではそれを併せて作成しております。最初の表が収入になります。

左端に行番号を載せております。1行目~20行目までが地域包括支援 センターとしての収入であり原資は委託料です。21行目から24行目が 介護予防支援事業所としての収入になり、原資は介護保険料です。

1行目は介護予防ケアマネジメント事業で、サービスA、サービスCといった自治体ごとに定める事業のみを利用する際のケアプラン作成料になります。似ているものとして、21~24行目の介護予防支援があり、こちらは介護保険制度で規定されている介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成になります。いずれもケアプランと呼ばれるものですが、利用するサービス内容によってどちらの扱いとするか定められています。また、ケアプラン報酬は作成ごとの出来高報酬となっております。

続いて2~9行目が一般介護予防事業です。8~9行目の参加者数などに応じた委託料が出来高となっており、他の部分は固定費として設定されています。5行目の通いの場については圏域ごとに団体数が異なるため、団体数に応じた委託料の設定をしています。

続いて、10~14 行目が包括的支援事業です。地域包括支援センターの必須事業になります。ここでは主に人件費とそれに係る費用についてが委託料として設定されております。人件費について、基本的に 3 職種配置をするため 3 人分を設定しております。そこから高齢者人口が 2000 人を超えるごとに 1 人分加配しております。

続いて、15~17 行目が包括的支援事業の社会保障充実分、18~19 行目 が任意事業分の委託料です。

地域包括支援センターごとの総計は最下段にございます。金額の違いの要因としては、①高齢者人口による加配分 ②ケアプラン作成の出来 高分 ③参加者数などにより委託料が変動する出来高分の3つが挙げられます。

以上が収入になります。

続いて、次のページが支出についてです。

法人によって決算書の作り方は異なるかと思いますが、地域包括支援 センターとしての決算報告は同一書式で行っているため、その他の部分 が多くなっております。

いずれの地域包括支援センターも主な支出理由は人件費、次いで需用費となっております。13~15 行目は委託料とありますが、これはケアプランについて、地域包括支援センターは居宅介護支援事業所に委託することができるとされているためです。委託した際はケアプラン作成料の9割が居宅介護支援事業所に支払われます。

また、その他の額が大きくなっておりますが、余剰金等は法人本部に繰り出して処理されていることが伺えます。

続いて、資料 (2) -4 をご覧ください。

この資料は、地域包括支援センターの公立・中立性を確認するため、 令和5年度の国保連請求データに基づき作成しています。

いわゆるケアプラン作成については地域包括支援センターがほぼ独占的に実施する事業者であることから、サービス紹介先に偏りがないかを

確認するものです。地域包括支援センターごとの紹介先全てを資料に掲載しておりますので、ボリュームがあり申し訳ございません。

結果としましては、サービス種類によっては利用件数が少ないことや 事業所が限定されているなどの理由により割合が高いところもあります が、それを除けば全体としては問題のない結果となりました。

以上、長くなりましたが、令和5年度の実績報告について説明を終わります。

今村委員長

ただいまの説明内容について質問はございませんか。

- なし -

それでは、議事の「(3) 令和6年度の事業計画等」について、事務局から説明をお願いします。

橋本主查

資料(3)—1では、まず地域支援事業について記載しております。 地域支援事業は、介護予防・日常生活支援事業、包括的支援事業、任意 事業の3本を柱として市町村が行うものとされております。資料ではイメージとして記載しておりますが、その3本柱の事業からさらに個々の 事業が存在しております。

介護保険制度においては、地域支援事業の他に要支援者用の予防給付、要介護者用の介護給付がございます。

さらに次へ進みまして、地域包括支援センターが必ず行う「必須事業」として、介護予防ケアマネジメント、地域包括支援センターの運営、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築、指定介護予防支援がございます。必須事業以外については、地域包括支援センター以外の法人等に委託することも可能な事業となっており、自治体によって実施方法はさまざまです。

このことを踏まえまして、委託事業についてご覧いただければと思います。既に令和5年度の収支決算で事業についてご覧いただいているところではございますので、ここでそれぞれの事業説明は割愛させていただきますが、今年度は昨年度と同じ事業を委託しております。

具体的な数値等については、次の資料(3)-2をご覧ください。

各地域包括支援センターに、事業ごとの件数や回数などの計画値を入れて提出してもらった資料になります。令和5年度実績報告でもそうでしたが、事業内容の大半を占めるのはやはりケアプラン作成と総合事業の相談になります。

続いて、収支予算については、次の資料 (3) —3をご覧ください。 まずは収入についてです。令和5年度決算収入と同じく、収入の原資 は、地域包括支援センターとしての委託料と介護予防支援事業所として の報酬になります。

また、資料の一部につきまして、訂正がございます。原市北包括の行 1介護予防ケアマネジメント事業の数値が1桁多くなってしまっており ますので訂正いたします。なお、この訂正に伴い行20、行25の総合計 値につきましても訂正いたします。

では、全体の内容に戻ります。業務委託内容、事業ごとの委託料は昨

年度と同額でございます。参加者数や実施回数に応じた出来高となっている事業については、見込み数にて設定されており、年度末に実績に応じた委託料を支払います。

次のページには支出がございます。こちらの様式も令和5年度決算支 出と同じとなっております。予算収入と支出は同額になるよう各法人で 作成していただいております。

以上で、令和6年度の事業計画について説明を終わります。

今村委員長

ただいまの説明内容について質問はございませんか。

1つ確認で、訂正箇所について、合計値・平均値についても訂正箇所に伴う訂正があるのではないでしょうか。

橋本主査

ご指摘のとおりでございます。合計値及び平均値にも影響いたします。 訂正箇所が複数に及び申し訳ございません。訂正した資料データを後程お 送りいたします。

荒井委員

令和 6 年度支出の上尾東について、人件費が令和 5 年度と比べてかなり少なくなっているがこれはどういった理由が考えられますか。

橋本主査

ご指摘の箇所につきましても数値が 1 桁誤っておりました。大変申し訳ございません。この訂正に伴い、合計値も変わりますので、収入の資料と同様、訂正後の資料データを併せてお送りします。

今村委員長

では訂正の方はよろしくお願いします。他に何かございますか。

- なし -

それでは、議事の「(4) その他の地域包括ケアに関することについて」事務局から説明をお願いします。

橋本主查

ここでは、地域密着型サービス事業所の指定状況、指定介護予防支援事業所の指定状況、介護予防支援業務の委託状況について報告します。

資料 (4) -1 をご覧ください。前回の本協議会資料以降である本年 3 月から 7 月末までの期間の地域密着型サービス事業所の指定状況になります。更新が 3 件であり、事業所は資料のとおりとなっております。

続いて、資料 (4) -2 では介護予防支援事業者の指定状況についてです。この資料本協議会で初めてとなります。厚生労働省令の改正により、今年4月1日より指定介護予防支援事業所は地域包括支援センターの独占だったものが、居宅介護支援事業所も指定を受けることが可能となったものです。4月から7月末までに1件の新規がございました。

続いて、資料(4) -3 では、地域包括支援センターがケアプランを委託した先の事業所一覧になります。

説明は以上となります。 - 資料 4-1 から 4-2 を説明-

今村委員長

ただいまの説明内容について質問はございませんか。

吉田委員

指定介護予防支援事業所の要件はどのようになっていますか。

橋本主杳

主任介護支援専門員が必要という要件がありますが、概ね居宅介護支援事業所であればクリアできる要件かと存じます。

今村委員長

他に何かございますか。

- なし -

それでは、議事の「(5) 介護保険法施行規則の改正について」について、事務局から説明をお願いします。

橋本主查

ここでは、今年4月1日から介護保険法施行規則の一部改正が施行された、地域包括支援センターに関係することについてご報告します。なお、資料は厚労省の「介護保険最新情報 vol1299」を引用しております。

今回、主に3つの改正内容がございました。まず1つ目が介護予防支援の指定対象の拡大です。先ほどの議事でも触れましたが、介護予防支援事業所はこれまで地域包括支援センターのみが指定をとることができましたが、居宅介護支援事業所も指定を受けることができるようになりました。ただし、介護予防ケアマネジメントについては現在も地域包括支援センターのみとされており、サービス内容によって実施主体が変わってしまうことから、実態としては指定をとることが進まないところでもあります。

続いて、資料2枚目、総合相談支援事業の一部委託です。上尾市の地域包括支援センターは委託型センターであり、委託型センターがさらに業務を委託するという形になります。この際は、予め本協議会に意見を求めることとされております。現状、上尾市ではこの委託については実施を考えておりませんが、地域包括支援センターの意見や他自治体の動向などもみながら、実施の折には本協議会にてご意見を賜りたいと存じます。

最後になりますが、資料3枚目は地域包括支援センターの職員配置についてです。厚労省令ではこれまで、地域包括支援センター1ヵ所につき3職種の配置を原則としておりまいたが、1つの圏域に複数包括がある場合は、本協議会の意見をきいて、トータルで3職種の配置があればよいとする緩和措置です。また、地域包括支援センターは常勤配置ですが、事情がある場合については、本協議会の意見を聞いて、常勤換算方法とよばれる方法によってもよいとされるものです。なお、常勤換算方法についてはこれまでも厚労省の運営通知で可能とされていましたが、改めて明文化されたものです。

この職員配置については、介護保険法で条例規定するよう定められており、この改正については今年度中の対応をすることとされています。 このため、上尾市では年内中の改正を目途に準備をしているところでございます。

説明は以上となります。

今村委員長

ただいまの説明内容について質問はございませんか。

- なし -

以上ですべての議事を終了しました。ご協力ありがとうございました。これで、議長の任を解かせていただきます。

以上